

医療福祉費支給制度(マ ル福)

マル福とは、小児・妊産婦・ひとり親・重度心身障害者が医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。要件に該当する方でまだ申請されていない方はお申出ください。

○小児

0歳から18歳までの方(18歳に到達した最初の3月31日まで対象)

○妊産婦

母子手帳の交付を受けた方

○ひとり親

18歳未満の子とその親、20歳未満の一定の障害を持つ子とその親、配偶者が重度心身障害者である方及びその子

○重度心身障害者

身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方、身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方、知能指数が35以下と判定された方、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方、障害年金1級に該当された方、特別児童扶養手当1級の対象となつた方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

なお、所得基準がありますので詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)19665 (直通)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為による被害届

交通事故など第三者(自分以外)の行為が原因で負傷等をした場合、加害者が被害者の医療費を負担したくのが原則です。この場合、被害者が保険証を使うときには法令に基づき届け出が必要です。

国民健康保険や後期高齢者医療にご加入の方で、第三者行為により負傷等をし、保険証を使用する(使用した)場合は、速やかに町民税務課へご連絡ください。

○第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の犬に噛まれた、他人に殴られたなど

○このような場合も届け出が必要です

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ご自身の過失が大きい事故
- ・相手が不明の事故

○保険証が使えないとき
・業務上の負傷や病気(労災保険の対象となります)

- ・相手と取り決めや示談をしまった場合(示談内容によります)
- ・けんかや泥酔による傷病等

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)19665 (直通)

介護保険認定者で要件を満たすと障害者控除を受けられます

令和5年12月時点で介護認定を受けている65歳以上の方のうち左記要件に該当する方は、障害者手帳をお持ちでなくても障害者控除対象者認定書が交付されることで、所得税と住民税の障害者控除を受けられます。

○要件

主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準が2以上の方、または、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準がA以上の方

○お申し込み

対象者の介護保険被保険者証と申請者の本人確認書類を持参し⑦番窓口へお申し込みください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

道路工事を実施します

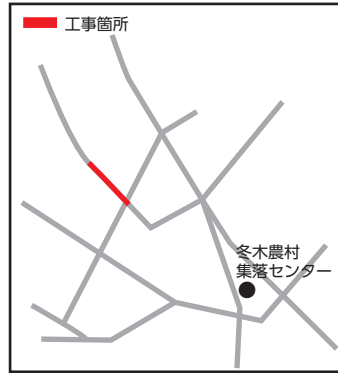
町道の修繕及び改良工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・協力をよろしくお願い申し上げます。

①町道2052号線道路修繕工事

○工事期間 2月上旬まで

○工事箇所 冬木地内

○施工業者 (株)五霞建設



②63橋修繕工事

○工事期間 3月中旬まで

○工事箇所 山王山地内

○施工業者 (株)青木建設



③町道1040号線道路改良工事

○工事期間 3月中旬まで

○工事箇所 新幸谷地内

○施工業者 (株)阪東組

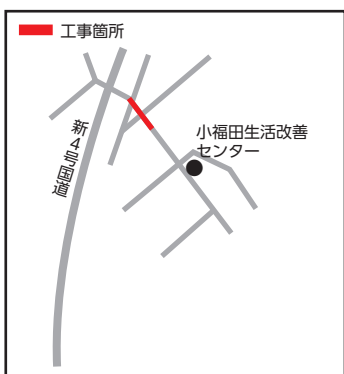


④町道56号線道路改良工事

○工事期間 3月中旬まで

○工事箇所 小福田地内

○施工業者 (株)青木建設



○お問い合わせ

都市建設課 建設・地籍G
☎(84)33347 (直通)